

OTW通信（大口・多頻度割引通信）

令和8年1月

日頃よりETCコーポレートカードをご利用いただきありがとうございます。今月のOTW通信は、車両制限令違反にかかるETCコーポレートカード利用約款上の措置についてご案内いたします。

車両制限令とは

- 道路法に基づき、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を定めた政令のこと

車両制限令違反者の取締り

- 重量等の制限を超過する大型車両が道路の損傷に与える影響は極めて大きいことから、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対して指導取締りを実施しています。



ETCコーポレートカード利用約款上の措置

- 重量超過等の違反が確認された場合は、車両制限令違反者に大口・多頻度割引停止措置等を実施します。

※ 詳細は裏面をご確認ください。



裏面に続きます→



ETCコーポレートカード利用約款上の措置

●点数累積に応じた措置

- 最大2年度間の違反の累積点数に応じて、「指導」や「割引停止」、「利用停止」等の措置を実施します。
- 累積点数に応じて「割引停止」や「利用停止」の措置を講じる場合、契約者に対して「警告」を行います。

●「警告」の累積に応じた措置

- 契約者が2年間に3回の「警告」を受けた場合、契約者のカード全部に対し割引を停止する措置を講じます。

☆取締りにおける点数区分及び累積による措置

《違反点数区分》

違反種別	点数
警告相当	3点
措置命令A相当	5点
措置命令B又はC相当	15点
措置命令相当かつ基準値の2倍以上の重量超過	30点
軸重超過走行（自動軸重計による計測）	（1走行につき）3点

《累積違反点数と措置内容》

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導
60点	一部割引停止（1か月）
90点	一部割引停止（2か月）
120点	一部利用停止（1か月）
150点	一部利用停止（2か月）

※150点以降、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長

※車両制限令に違反し、高速道路会社が告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止（1か月以上）」又は「1年間の割引申込受付の拒否」を適用します。

請求書のWeb配信登録をしませんか？

Web配信登録をしていただきますと、郵送による請求書の確認より早く請求書を確認することができます。また、配信されたデータを保存していただくことにより、請求書関係書類の紛失などの際にデータにより再確認などを行うことができます。

この機会に是非Web配信をご検討ください。まずはご登録から！



登録画面へは下のURLまたは右の二次元コードからアクセスください。

<https://nexco-etc-frequency.enroll.spa-cloud.com/>



招待コードはこちら【nexcoetcfreq】※登録画面に入力ください。